

「山形県立村山産業高等学校」自動販売機設置場所貸付に係る事業者募集要項 (兼入札説明書)

山形県では、「山形県立村山産業高等学校」に自動販売機を設置する事業者を募集し、条件付一般競争入札によって決定します。

入札に参加を希望される方は、本募集要項のほか仕様書等をよく読み、内容を承知した上で参加してください。

1 入札参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- (3) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- (4) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号）第 125 条第 5 項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が經營に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (7) 山形県内に本店又は営業所等を有すること。
- (8) 2 の(2)の教育財産に設置する自動販売機で販売する商品に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。

2 入札に付する事項等

- (1) 契約の形態

自動販売機を設置するための建物の賃貸借

(2) 貸付場所及び面積

貸し付ける教育財産	貸付期間	自動販売機の種類	備考
イ 村山市楯岡北町一丁目3番1号 山形県立村山産業高等学校北校舎1階廊下側 2.53 平方メートル(幅 2.3 メートル、奥行 1.1 メートル)	令和6年6月1日から 令和11年5月31日まで	飲料	高さ 2.0 メートル 以内
ロ 村山市楯岡北町一丁目3番1号 山形県立村山産業高等学校北校舎1階廊下側 2.53 平方メートル(幅 2.3 メートル、奥行 1.1 メートル)	令和6年6月1日から 令和11年5月31日まで	飲料	高さ 2.0 メートル 以内
ハ 村山市楯岡北町一丁目3番1号 山形県立村山産業高等学校北校舎1階廊下側 1.32 平方メートル(幅 1.2 メートル、奥行 1.1 メートル)	令和6年6月1日から 令和11年5月31日まで	パン	高さ 2.0 メートル 以内

※1 貸付面積には、放熱余地・転倒防止板・回収ボックス設置部分を含む。

※2 自動販売機は、物件毎に1台設置するものとする。

※3 貸付期間の更新はしない。

(3) 貸付条件等

別添仕様書（別添1）による。

(4) 参考データ（山形県立村山産業高等学校の概要）

ア 学校関係者数 令和5年10月1日現在 生徒 311人
教職員 71人

イ 年間販売数 物件イ 約 5,100 本（令和4年度実績）
物件ロ 約 5,500 本（令和4年度実績）
物件ハ 約 2,900 個（令和4年度実績）

3 入札参加資格及び自動販売機仕様書の審査等

入札に参加を希望する者は、入札執行者に対して一般競争入札参加資格確認申請書（別添2－1）及び教育財産に設置する自動販売機の仕様に適合するものとして作成した自動販売機の仕様書（以下「自動販売機仕様書」という。）を提出し、個別の入札の参加資格を有することを証明しなければならない。

また、「令和5・6年度競争入札参加資格者名簿（物品及び役務の調達等）」（以下「資格者名簿」という。）に登載されていない者を資格者名簿に登載し、入札に参加することを認める場合は、競争入札参加資格審査申請書提出書（別添2－2）及び競争入札参加資格審査申請書（以下「競争入札参加資格審査申請書等」という。）を提出し、資格者名簿に登載されなければならない。

なお、資格者名簿に登載された場合でも、上記1の入札参加資格要件に満たないときは、入札に参加することができないので、十分に確認すること。

(1) 提出期間

令和6年3月13日（水）から令和6年4月19日（金）までの日（山形県の休日を定める条例第1条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

ただし、上記申請期間末日時点において、資格者名簿へ登載されるためには、令和6年3月22日（金）午後5時までに、一般競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格審査申請書等を提出していただく必要があります。

(2) 提出場所

山形県村山市楯岡北町一丁目3番1号

山形県立村山産業高等学校 事務室

電話：0237-55-2538

(3) 提出書類（提出各1部）

	提出書類	法人	個人
①	一般競争入札参加資格確認申請書	○	○
②	資格者名簿に登載されていない者は、次のいずれかを提出する。 ②-1 競争入札参加資格審査申請書 ②-2 他の県機関に対して、競争入札参加資格審査申請書を提出している場合は、申請書の写し ※会計局から後日発行される「競争入札参加資格結果通知の写し」を令和6年4月19日（金）まで提出すること。	○	○
③	県内事業所一覧表（別記様式第4号）の写し	△（※）	△（※）
④	自動販売機仕様書（最大電力、定格電力、寸法、付属品、計量器を付けるものにあっては計量器の仕様、回収ボックスの仕様・寸法等が明記されたもの）	○	○
⑤	食品衛生責任者の資格を示すもの（資格が必要な販売品を入れる場合）	○（※）	○（※）

※ ③については、県内に本店以外の事業所等を有する場合に、競争入札参加資格審査申請書の添付書類の写しを提出すること。

⑤については、食品衛生責任者の資格を要する場合のみ提出すること。

(4) 提出方法

提出期間内に、提出に必要な書類を提出場所に直接持参することとし、郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行なわない。

(5) 自動販売機仕様書の審査

自動販売機仕様書の審査については、当該仕様書が入札公告で示した仕様書に基づき作成され、かつ、その内容が公告で示した各項目の性能等の条件を満たしているかどうかを判断するものとし、必要に応じ内容の補正等を指示する場合があり、提出者はこれに応じるものとする。

4 競争入札参加資格審査申請（資格者名簿への登載手続）

県の実施する入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書等を提出し、資格者名

簿に登載されなければならない。この場合、他の所属に対して競争入札参加資格審査申請書等を提出している場合は、一般競争入札参加資格確認申請書にその旨を記載して提出すること。

自動販売機の設置場所の貸付契約については、山形県会計局会計課が作成する「令和5・6年度物品等競争入札参加資格審査申請要領」中 11 営業種目区分一覧の 60 その他のサービス類に該当する。

なお、資格者名簿に登載された場合でも、上記 1 の入札参加資格要件に満たないときは、入札に参加することができないので、十分に確認すること。

(1) 資格者名簿に登載されるための資格

- ① 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者及び山形県税を完納している者に限る。ただし、営業年数が1年未満であっても、次のいずれかに該当する者で、営業の同一性を失うことなく引き続き営業を行おうとする場合は、資格を有するものとする。
 - (ア) 資格者名簿に登載されていた者から営業用資産を継承した場合
 - (イ) 資格者名簿に登載されていた個人が、名簿に登載される際に有していた営業用資産をもって設立した法人
 - (ウ) 資格者名簿に登載されていた法人が、他の法人と合併して設立した法人
- ② 下記に該当する者は、競争入札の参加資格を有しない。
 - (ア) 破産者手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
 - (イ) 成年被後見人又は被保佐人
 - (ウ) 契約の締結に関し、同意権付与の審判を受けた被補助人
 - (エ) 任意後見契約を締結し、契約の締結に関し委託している者
 - (オ) 営業の許可を受けていない未成年者
 - (カ) その他競争入札参加者として不適当と認められる者
- ③ 山形県暴力団排除条例に基づき、下記に該当する者は、山形県が行う物品等の調達に係る競争入札に参加することができない。
 - (ア) 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が經營に実質的に関与している者
 - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等している者
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 個人である場合は、指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情のある者も含む。）

(2) 申請方法等

一事業者一申請とする。(一事業者による複数申請はできない。)

(3) 受付期間

3の一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限までに、一般競争入札参加資格確認申請書に添えて提出しなければならない。

(4) 受付場所

3の一般競争入札参加資格確認申請書の提出場所と同じ。

5 質問書及び回答について

(1) 受付期間

令和6年3月13日（水）から令和6年4月12日（金）までの日（山形県の休日を定める条例第1条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 提出方法

質問書（別添3）を持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。なお、郵送による場合は、上記期日までに契約担当部局に到達しなければならない。

(3) 質問者への回答

質問者に対し文書により、質問書を受け付けた日の翌日から起算して3日目まで郵送又は電子メール等で個別に回答書（別添4）により回答する。

また、すべての質問事項及び回答をまとめ、令和6年4月23日（火）までに県のホームページに掲載する。

6 入札参加資格審査結果の通知

上記3の(3)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和6年4月24日（水）までに、申請者あて入札参加資格確認通知書（別添5）により通知する。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消すことがある。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年5月9日（木） 午前10時

(2) 場所

山形県村山市樋岡北町一丁目3番1号

山形県立村山産業高等学校 大会議室

8 入札方法

(1) 入札は、物件イからハまでの総価により行う。

(2) 入札書に記載する金額

入札書（別添6）に記載する金額は、消費税相当額を含むものとし、貸付期間の総額とする。

(3) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、委任状（別添7）を提出しなければならない。

(4) 再度の入札

① 落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行う。

② 再度の入札は2回までとする。

③ 再度の入札を2回行っても落札者がいない場合は、入札を打ち切る。

(5) その他

① 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

② 入札を公平に執行することができないなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめことがある。

③ 郵送による入札は、認めない。

9 入札保証金

入札保証金は、免除する。

10 無効な入札等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

① 入札公告に示した入札参加資格のない者（入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札

② 申請書に虚偽の記載をした者のした入札

③ 委任状を持参しない代理人のした入札

④ 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められる入札

⑤ 同一の事項につき2通以上の入札書を契約担当者に提出した入札

⑥ 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書を契約担当者に提出した入札

⑦ その他入札に関する条件に違反した入札

11 再度入札

県が定める予定価格以上の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

12 落札者の決定方法

(1) 県が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に係る県職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札決定の時までに、入札参加資格を満たさないこととなった場合は、落札決定を取り消し、次順位の者を落札者とする。

13 落札者決定通知

落札者が決定された場合は、直ちに口頭で落札者に通知する。

14 借地借家法に基づく文書による説明

建物の貸付に係る契約を締結しようとする場合は、契約の前に「定期建物賃貸借契約についての説明」（別添8）により、借地借家法第38条の規定に基づく更新がない旨の説明を行い、説明を受けたことを証するため記名押印のうえ互いに1部を保有する。

15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約保証金（契約金額の100分の10（円未満の端数切上げ）に相当する額）について、令和6年5月31日（金）までに、県が発行する納入通知書により県指定金融機関等において納付しなければならない。
- (2) 山形県財務規則第135条に該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。
- (3) 落札者が契約金額を支払わないときは、契約保証金は返還しないものとする。

16 契約

- (1) 別添契約書（別添9－1）のとおりとする。
- (2) 落札者は令和6年5月31日（金）までに、契約書に記名押印のうえ3の(2)の場所に提出する。
- (3) 契約書は、2の(2)の全物件についてまとめて作成する。
- (4) 落札者が契約を締結しない場合（上記(2)の期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失う。
- (5) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) 契約に要する一切の経費等については、落札者の負担とする。

17 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、山形県財務規則の定めるところによる。
- (2) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはならない。

18 問い合わせ先

郵便番号 995-0011

山形県村山市楯岡北町一丁目3番1号

山形県立村山産業高等学校 事務室

TEL : 0237-55-2538

FAX : 0237-55-5134

E-mail : ymurayama@pref.yamagata.jp